

ソフトウェア評価用使用許諾契約書

サイエンスパーク株式会社(以下、甲とします)は、本ソフトウェア評価用使用許諾契約書に基づき、本ソフトウェアの使用を許諾します。お客様(以下、乙とします)が本ソフトウェアをご使用頂くにあたり、本ソフトウェア評価用使用許諾契約書にご同意頂くことを条件とします。なお、お客様が本ソフトウェアをご使用された場合には、本ソフトウェア評価用使用許諾契約書にご同意頂いたものとみなします。

第1条(定義)

本ソフトウェアとは、甲が開発し著作権を有するプログラム及び関連資料であって、次のものを指す。

「USBCOM 評価版」(プログラムおよびマニュアルを含む)

第2条(善管注意義務)

1. 甲は、乙の従業員および役員が、乙の社内において乙の所有する機器にのみ、本ソフトウェアをインストールして使用することを許諾する。
2. 乙は、本ソフトウェアを善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、乙の従業員または役員以外が本ソフトウェアにアクセスしないよう適切に管理するものとする。

第3条(使用目的以外の禁止)

1. 本ソフトウェアの使用目的は製品評価に限るものとし、乙は、前記以外の目的には、一切使用してはならないものとする。また、乙は、無断で本ソフトウェアの複製、公衆送信、翻案、配布などの利用を行ってはならないものとする。
2. 乙は、本ソフトウェアの解析又はリバースエンジニアリングをしてはならないものとする。
3. 乙は、本ソフトウェアの使用権を、事前に甲の書面による承諾なしに第三者に貸与、譲渡、再許諾又は担保に供してはならないものとする。

第4条(評価目的の使用許諾)

1. 甲は、本契約の有効期間中、第3条第1項に定める目的に限り、乙に対して無償で使用権を許諾する。
2. 甲は、乙が本契約に定める条項に違反した場合は、なんらの催告なく本契約を終了させることができるものとする。

第5条(評価終了後の返却)

乙は、本契約の終了後、本ソフトウェアのすべてを速やかに甲に返却すると共に削除する。

第6条(権利の帰属)

1. 本ソフトウェアの著作権(翻訳権、翻案権、二次的著作物に関する権利を含む)は、甲に帰属する。
2. 本ソフトウェアに関して甲が保有する知的財産権、所有権、その他の権利は本契約で明確に規定されたものを除き、明示的又は黙示的を問わず乙に許諾されないものとする。

第7条(改良発明の帰属)

乙は、本ソフトウェア及び甲から提供された秘密情報に基づき、技術の改良等を行い、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の知的所有権を取得しようとする場合、その権利の帰属等について甲と事前に協議するものとする。

第8条(免責)

甲は、本ソフトウェアに関するいかなる保証もせず、本ソフトウェアを格納した記録媒体、機器及び本ソフトウェアの使用に関する一切の直接もしくは間接的損害及び知的財産紛争について責任を負わないものとする。

第9条(秘密保持)

乙は、甲から受領した営業上、技術上の秘密情報を秘密に保持するものとし、事前に甲の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

第10条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、評価版使用承諾書により規定するものとする。
2. 本契約終了後も第5条、第6条、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定については引き続き有効とする。なお、第9条の規定に関しては本契約終了後、3年間有効とする。

第11条(準拠法と合意管轄)

本契約は、その有効性、解釈及び履行を含め、全ての事項に関して日本国法に準拠する。また、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条(信義則)

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議するものとする。

以上